

改 正 後	（情報流通行政局に置く課等） 第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課及び参事官一人を置く。 総務課 情報通信政策課 情報流通振興課 情報通信作品振興課 地域通信振興課 放送政策課 放送技術課 放送業務課 放送施設整備促進課 2 郵政行政部に、次の三課を置く。 企画課 郵便課 郵便局活用課 （放送政策課の所掌事務） 第八十二条 放送政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 情報流通行政局の所掌事務のうち放送に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。 二 放送に係る無線局免許等関係事務に關すること（放送技術課及び放送業務課の所掌に属するものを除く。）。 三 一般放送の施設の使用の規律に關すること（放送技術課及び放送業務課の所掌に属するものを除く。）。
改 正 前	（情報流通行政局に置く課等） 第七十六条 （同上） 総務課 情報通信政策課 情報流通振興課 情報通信作品振興課 地域通信振興課 放送政策課 放送技術課 地上放送課 衛星・地域放送課 2 郵政行政部に、次の三課を置く。 企画課 郵便課 信書便事業課 （放送政策課の所掌事務） 第八十二条 （同上） 一 （同上） 二 放送に係る無線局免許等関係事務に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 三 一般放送の施設の使用の規律に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること（情報流通振興課の所掌に属するものを除く。）。	五 放送業の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局並びに放送業務課及び放送施設整備促進課の所掌に属するものを除く。）。	六 日本放送協会に関すること。 七 放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園の組織及び運営一般に関すること。	（放送技術課の所掌事務） 第八十三条 放送技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 情報流通行政局の所掌事務（放送に係るものに限る。）に関する総合的な政策のうち技術に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。 二 放送に係る無線局免許等関係事務に係る技術的事項に関すること。 三 一般放送の施設の使用の規律 に関する技術的事項に関すること。	（放送業務課の所掌事務） 第八十四条 放送業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 国内放送（国内において受信されることを目的として行われる放送をいう。以下この条において同じ。）に係る無線局免許等関係事務に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。 二 国内放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。 三 有線テレビジョン放送の施設の設置の規律に関すること。	（新設） 四 放送業の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局及び他課の所掌に属するものを除く。）。 五 （同上） 六 （同上）	（放送技術課の所掌事務） 第八十三条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 一般放送の施設の使用の規律（有線放送の施設の使用の規律を除く。）に関する技術的事項に関すること。	（地上放送課の所掌事務） 第八十四条 地上放送課は、次に掲げる事務（衛星・地域放送課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一 地上放送（国内において受信されることを目的として行われる放送（次条第一号に規定する衛星放送及び有線放送を除く。）をいう。以下同じ。）に係る無線局免許等関係事務に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。 二 地上放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。	（新設）	（新設）
--	--	---	---	--	---	---	--	-------------	-------------

四 放送業（国内放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局及び放送施設整備促進課の所掌に属するものを除く。）。

（放送施設整備促進課の所掌事務）

第八十五条 放送施設整備促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 放送の施設の整備及び維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十二条に規定する基幹放送の受信に係る事業者の責務の履行の確保に関すること。

（企画課の所掌事務）

第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政行政部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 郵政行政部の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 三 郵政行政部の所掌に属する国際関係事務（次条第三号に掲げ

三 放送業（地上放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

（衛星・地域放送課の所掌事務）

第八十五条 衛星・地域放送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 衛星放送（人工衛星の放送局（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十号に規定する放送局をいう。）により行われる放送をいう。次号及び第五号において同じ。）、国際放送、市区町村放送（主として一の市町村（特別区を含む。）の区域の一部において受信されることを目的として行われる地上放送をいう。次号及び第五号において同じ。）及び有線放送に係る無線局免許等関係事務に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

二 衛星放送、国際放送又は市区町村放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

三 有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用の規律に関すること。

四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること（情報流通振興課の所掌に属するものを除く。）。

五 放送業（衛星放送、国際放送、市区町村放送及び有線放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

（企画課の所掌事務）

第八十七条 （同上）

- 一 （同上）
- 二 （同上）
- 三 （同上）

るものを除く。）の総括に關すること。

四 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十四条
第一項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第十六
条第一項及び郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十
五条第一項の規定に基づく検査並びに独立行政法人通則法第六
十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保
険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に關すること。

五 郵政事業のうち郵便事業以外のものに関する（郵便局活
用課の所掌に属するものを除く。）。

六 信書便事業の監督に關すること。

七 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワ
ーク支援機構の組織及び運営一般に關すること。

八 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般
に關すること（郵便局の設置に關するものを除く。）。

九 前各号に掲げるもののほか、郵政行政部の所掌事務で他の所
掌に属しないものに関する（郵便局の設置に關するものを除く。）。

（郵便課の所掌事務）

第八十八条 郵便課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政事業のうち郵便事業に關すること（前条第四号に掲げる
ものを除く。）。

二 郵便認証司に關すること（前条第四号に掲げるものを除く。
）。

三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内
において、郵便に關する國際的取決めに協議し、及び締結する
こと並びに万国郵便連合その他の機關と連絡すること。

四 印紙の売りさばきに關する業務に關すること（前条第四号に
掲げるものを除く。）。

（郵便局活用課の所掌事務）

四 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十四条
第一項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第十六
条第一項及び郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十
五条第一項の規定に基づく検査

に關すること。

五 郵政事業のうち郵便事業以外のものに関する（郵便局活
用課の所掌に属するものを除く。）。

六 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワ
ーク支援機構の行う郵便局ネットワーク支援業務に關すること。

七 （同上）

八 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般
に關すること（郵便局の設置に關するものを除く。）。

九 （同上）

（郵便課の所掌事務）

第八十八条 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 （同上）

（信書便事業課の所掌事務）

第八十九条 郵便局活用課は、次に掲げる事務（第八十七条第四号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

- 一 郵政事業のうち日本郵便株式会社法第四条第二項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（銀行代理業、保険募集（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び所属保険会社等（保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。）の事務の代行を除く。）に関すること。
- 二 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の行う郵便局ネットワーク支援業務に関すること。
- 三 郵便局の設置に関すること。

（調査企画課の所掌事務）

第百十五条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計調査部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。
- 三 二次的統計の作成に関すること（国勢統計課及び消費統計課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 総務省において実施する統計調査の調整に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、統計調査部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（消費統計課の所掌事務）

第百十八条 消費統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消費者に関する統計調査の実施及び製表に関すること。
- 二 価格に関する統計調査の実施及び製表に関すること。
- 三 消費動向指数の作成に関すること。
- 四 消費者物価指数の作成に関すること。

（参事官）

第八十九条 信書便事業課は、信書便事業の監督に関する事務をつかさどる。

（調査企画課の所掌事務）

第百十五条 （同上）

- 一 （同上）
- 二 （同上）
- 三 （同上）
- 四 （同上）
- 五 （同上）

（消費統計課の所掌事務）

第百十八条 （同上）

- 一 （同上）
- 二 （同上）
- 三 （新設）
- 三 （同上）

（参事官）

第二百二十条 本省に、参事官二人を置く。 2 参事官は、命を受けて、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。	第二百二十条 本省に、参事官一人を置く。 2 参事官は、命を受けて、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。
附 則 (情報流通行政局の所掌事務の特例等) 第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、同条第二項中「第二十一号」とあるのは、「第二十一号並びに附則第六条第一項各号」とする。	附 則 (情報流通行政局の所掌事務の特例等) 第六条 (同上)
一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。 二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること。 2 情報流通行政局は、第十一条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務をつかさどる。この場合において、第十一条第二項中「事務」とあるのは、「事務並びに附則第六条第二項に規定する事務」とする。	一 (同上) 二 (同上) 2 (同上)
(政策統括官の職務の特例) 第七条 政策統括官は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。 一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。	(政策統括官の職務の特例) 第七条 (同上) 一 (同上)
二 国会議員の互助年金及び互助一時金を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関すること。	二 国会議員の互助年金及び互助一時金（以下「国会議員互助年金等」という。）を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関すること。
(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例) 第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に	(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例) 第十八条 (同上)

掲げる事務のほか、当分の間、附則第六条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、附則第六条第二項に規定する事務（情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課の所掌事務の特例）

第十九条 情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、附則第六条第二項に規定する事務のうち、同法第九十一条の規定による意見の聴取及び同法第九十三条第二項の規定による通知（第八十九条各号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

（恩給管理官の職務の特例）

第二十条 恩給管理官は、第一百十九条第六項に規定する事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち附則第七条各号に掲げる事務を助ける。

（参事官の設置期間の特例）

第二十一条 第一百二十条第一項の参事官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十二条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百五条第一項に定めるもののほか、当分の間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この条において「整備法」という。）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定によ

2 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、附則第六条第二項に規定する事務

をつかさどる。

（新設）

（恩給管理官の職務の特例）

第十九条 （同上）

（新設）

（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十条 （同上）

る廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第一百五條、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。